

事務連絡
令和2年1月31日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害の被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて(その14)

令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布頂き、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促して頂きたい。

なお、「令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その13)」(令和2年1月24日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課事務連絡)から、別紙1及び別紙2を更新している。

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者であつて、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者
- ③ 令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）であつて別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは健康保険協会の被保険者又は被扶養者

(2) 令和元年台風第15号又は第19号等により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年3月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者若しくは被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

別紙 1 (市町村国保・後期高齢者医療広域連合) (令和2年2月以降)

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

○ 市町村

	都道府県	市町村
1	岩手県	大船渡市
2		陸前高田市
3		釜石市
4		大槌町
5	宮城県	仙台市
6		石巻市
7		塩竈市
8		気仙沼市
9		白石市
10		名取市
11		角田市
12		多賀城市
13		岩沼市
14		登米市
15		栗原市
16		東松島市
17		大崎市
18		富谷市
19		蔵王町
20		七ヶ宿町
21		大河原町
22		村田町
23		柴田町
24		川崎町
25		丸森町
26		亶理町
27		山元町
28		松島町
29		七ヶ浜町
30		利府町
31		大和町

32		大郷町
33		大衡村
34		色麻町
35		加美町
36		涌谷町
37		美里町
38		女川町
39		南三陸町
40		福島県
41	白河市	
42	須賀川市	
43	喜多方市	
44	南相馬市	
45	本宮市	
46	桑折町	
47	国見町	
48	大玉村	
49	鏡石町	
50	天栄村	
51	下郷町	
52	檜枝岐村	
53	磐梯町	
54	会津美里町	
55	西郷村	
56	泉崎村	
57	中島村	
58	矢吹町	
59	棚倉町	
60	鮫川村	
61	石川町	
62	玉川村	
63	平田村	
64	浅川町	
65	古殿町	
66	三春町	
67	小野町	

68		広野町
69		檜葉町
70		川内村
71		大熊町
72		双葉町
73		浪江町
74		葛尾村
75		飯舘村
76	茨城県	日立市
77		土浦市
78		古河市
79		石岡市
80		結城市
81		常陸太田市
82		高萩市
83		北茨城市
84		茨城町
85		常陸大宮市
86		大子町
87		守谷市
88		つくば市
89		ひたちなか市
90		坂東市
91		筑西市
92		かすみがうら市
93		桜川市
94	鉾田市	
95	栃木県	宇都宮市
96		足利市
97		栃木市
98		佐野市
99		鹿沼市
100		日光市
101		大田原市
102		矢板市
103		那須塩原市

104		さくら市	
105		塩谷町	
106		那須町	
107		那珂川町	
108		那須烏山市	
109		小山市	
110		下野市	
111		上三川町	
112		茂木町	
113		市貝町	
114		壬生町	
115		群馬県	前橋市
116			高崎市
117			桐生市
118	太田市		
119	沼田市		
120	館林市		
121	渋川市		
122	藤岡市		
123	富岡市		
124	安中市		
125	榛東村		
126	吉岡町		
127	神流町		
128	上野村		
129	下仁田町		
130	南牧村		
131	甘楽町		
132	中之条町		
133	長野原町		
134	嬭恋村		
135	草津町		
136	高山村		
137	玉村町		
138	千代田町		
139	大泉町		

140		邑楽町
141		みなかみ町
142		みどり市
143		東吾妻町
144	埼玉県	さいたま市
145		川越市
146		熊谷市
147		川口市
148		行田市
149		秩父市
150		所沢市
151		飯能市
152		本庄市
153		東松山市
154		春日部市
155		狭山市
156		深谷市
157		越谷市
158		蕨市
159		戸田市
160		入間市
161		朝霞市
162		志木市
163		和光市
164		新座市
165		富士見市
166		坂戸市
167		鶴ヶ島市
168		日高市
169		ふじみ野市
170		三芳町
171		毛呂山町
172		越生町
173		滑川町
174		嵐山町
175		鳩山町

176		ときがわ町
177		横瀬町
178		皆野町
179		長瀬町
180		小鹿野町
181		東秩父村
182		美里町
183		神川町
184		上里町
185		寄居町
186		千葉市
		中央区
		花見川区
		稲毛区
		若葉区
		緑区
187		銚子市
188		館山市
189		木更津市
190		茂原市
191		旭市
192		市原市
193	千葉県	鴨川市
194		君津市
195		富津市
196		袖ヶ浦市
197		富里市
198		南房総市
199		匝瑳市
200		香取市
201		山武市
202		大網白里市
203		横芝光町
204		鋸南町
205	東京都	大田区
206		北区

207		板橋区	
208		練馬区	
209		八王子市	
210		立川市	
211		昭島市	
212		調布市	
213		町田市	
214		小金井市	
215		日野市	
216		福生市	
217		狛江市	
218		東大和市	
219		武蔵村山市	
220		多摩市	
221		稲城市	
222		羽村市	
223		あきる野市	
224		瑞穂町	
225		日の出町	
226		檜原村	
227		奥多摩町	
228		神奈川県	川崎市
229			相模原市
230			平塚市
231			小田原市
232			茅ヶ崎市
233			秦野市
234	厚木市		
235	伊勢原市		
236	海老名市		
237	座間市		
238	南足柄市		
239	寒川町		
240	大井町		
241	松田町		
242	山北町		

243		箱根町
244		湯河原町
245		愛川町
246		清川村
247	新潟県	上越市
248		富士吉田市
249		都留市
250		韮崎市
251		北杜市
252		笛吹市
253		上野原市
254	山梨県	甲州市
255		市川三郷町
256		身延町
257		南部町
258		鳴沢村
259		富士河口湖町
260		小菅村
261		丹波山村
262		長野市
263		松本市
264		上田市
265		岡谷市
266		諏訪市
267		須坂市
268		小諸市
269		伊那市
270	長野県	中野市
271		飯山市
272		茅野市
273		塩尻市
274		佐久市
275		千曲市
276		東御市
277		安曇野市
278		小海町

279		川上村
280		南相木村
281		北相木村
282		佐久穂町
283		軽井沢町
284		御代田町
285		立科町
286		青木村
287		長和町
288		富士見町
289		原村
290		辰野町
291		宮田村
292		麻績村
293		生坂村
294		坂城町
295		小布施町
296		高山村
297		山ノ内町
298		飯綱町
299		栄村
300	静岡県	伊豆の国市
301		函南町

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	宮城県後期高齢者医療広域連合
2	福島県後期高齢者医療広域連合
3	栃木県後期高齢者医療広域連合
4	群馬県後期高齢者医療広域連合
5	千葉県後期高齢者医療広域連合
6	埼玉県後期高齢者医療広域連合

7	東京都後期高齢者医療広域連合
8	神奈川県後期高齢者医療広域連合
9	新潟県後期高齢者医療広域連合
10	山梨県後期高齢者医療広域連合
11	長野県後期高齢者医療広域連合
12	静岡県後期高齢者医療広域連合

別紙 2（被用者保険・国保組合）（令和 2 年 2 月以降）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○ 全国健康保険協会

令和元年台風第 19 号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

○ 健康保険組合

各々の健康保険組合について、「対象災害欄」において「○」を付した災害に関して一部負担金等の猶予を行うと回答

	健保組合名	所在地	対象災害欄		
			台風 15 号	台風 19 号	10 月 25 日 大雨
1	ADEKA 健康保険組合	東京都	○	○	○
2	ANA ウイングス健康保険組合	東京都	○	○	○
3	GWA 健康保険組合	東京都	○	○	○
4	IHG・ANA ホテルズ健康保険組合	東京都	○	○	○
5	KYB 健康保険組合	岐阜県	○	○	○
6	LIXIL 健康保険組合	東京都	○	-	-
7	MBK 連合健康保険組合	東京都	○	-	-
8	NIPPO 健康保険組合	東京都	○	○	○
9	NOK 健康保険組合	東京都	-	○	-
10	SCSK 健康保険組合	東京都	○	○	-
11	SMBC 日興証券グループ健康保険組合	東京都	○	○	○
12	TCS グループ健康保険組合	東京都	-	○	-
13	TMG 健康保険組合	埼玉県	-	-	○
14	YKK 健康保険組合	富山県	-	○	-
15	アイシン健康保険組合	愛知県	○	○	-
16	愛知県情報サービス産業健康保険組合	愛知県	○	○	○
17	愛知県信用金庫健康保険組合	愛知県	○	○	○

18	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県	○	○	○
19	愛知製鋼健康保険組合	愛知県	○	○	○
20	愛鉄連健康保険組合	愛知県	○	○	○
21	青山商事健康保険組合	広島県	-	○	-
22	アコム健康保険組合	東京都	○	○	○
23	旭化成健康保険組合	宮崎県	-	○	-
24	アサヒグループ健康保険組合	東京都	○	○	○
25	朝日生命健康保険組合	東京都	○	○	○
26	アプラス健康保険組合	東京都	○	-	○
27	アルプス電気健康保険組合	東京都	-	○	-
28	イオン健康保険組合	千葉県	-	○	-
29	池田泉州銀行健康保険組合	大阪府	○	○	○
30	石川県自動車販売店健康保険組合	石川県	-	○	-
31	石塚硝子健康保険組合	愛知県	○	○	○
32	井関農機健康保険組合	愛媛県	○	-	-
33	伊藤忠連合健康保険組合	東京都	○	○	○
34	イノアック健康保険組合	愛知県	○	○	○
35	イビデン健康保険組合	岐阜県	○	○	○
36	イマジカ健康保険組合	東京都	○	○	○
37	井門エンタープライズ健康保険組合	東京都	○	○	○
38	ウラベ健康保険組合	広島県	○	○	○
39	永大産業健康保険組合	大阪府	○	○	○
40	エクセディ健康保険組合	大阪府	○	○	○
41	エヌ・ティ・ティ健康保険組合	東京都	-	○	-
42	荏原健康保険組合	東京都	○	○	○
43	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県	○	○	○
44	王子製紙健康保険組合	東京都	-	○	-
45	東京自動車教習所健康保険組合	東京都	○	○	○

46	大阪織物商健康保険組合	大阪府	○	○	○
47	大阪金属問屋健康保険組合	大阪府	○	○	○
48	大阪工作機械健康保険組合	大阪府	○	○	○
49	大阪港湾健康保険組合	大阪府	○	○	○
50	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府	-	○	-
51	大阪紙商健康保険組合	大阪府	-	○	-
52	大阪自転車健康保険組合	大阪府	○	○	○
53	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府	-	○	-
54	大阪自動車販売店健康保険組合	大阪府	-	○	-
55	大阪食糧連合健康保険組合	大阪府	○	○	○
56	大阪ニット健康保険組合	大阪府	○	○	○
57	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府	-	○	-
58	大阪府建築健康保険組合	大阪府	○	○	○
59	大阪婦人子供既製服健康保険組合	大阪府	○	○	○
60	大阪府石油健康保険組合	大阪府	○	○	○
61	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府	-	○	-
62	大阪線材製品健康保険組合	大阪府	○	○	○
63	大阪薬業健康保険組合	大阪府	-	○	-
64	大阪読売健康保険組合	大阪府	-	○	-
65	大沢健康保険組合	東京都	-	○	-
66	大塚商会健康保険組合	東京都	○	○	○
67	オートボックス健康保険組合	東京都	○	○	○
68	オリジン健康保険組合	埼玉県	○	○	○
69	オリンパス健康保険組合	東京都	-	○	-
70	外国運輸金融健康保険組合	東京都	-	○	-
71	花王健康保険組合	東京都	○	○	○
72	科研製薬健康保険組合	東京都	-	○	-
73	神奈川運輸業健康保険組合	神奈川県	○	○	○

74	神奈川県管工事業健康保険組合	神奈川県	○	○	○
75	神奈川県機器健康保険組合	神奈川県	-	○	-
76	神奈川県協同健康保険組合	神奈川県	○	○	○
77	神奈川県自動車整備健康保険組合	神奈川県	○	○	○
78	神奈川県情報サービス産業健康保険組合	神奈川県	-	○	-
79	神奈川県食品製造健康保険組合	神奈川県	○	○	○
80	神奈川県鉄紅葉健康保険組合	神奈川県	-	○	-
81	神奈川県電子電気機器健康保険組合	神奈川県	○	○	-
82	神奈川県電設健康保険組合	神奈川県	○	○	-
83	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県	-	○	-
84	カネカ健康保険組合	大阪府	○	○	○
85	亀田総合病院健康保険組合	千葉県	○	○	-
86	川口工業健康保険組合	埼玉県	-	○	-
87	川崎重工業健康保険組合	兵庫県	○	○	○
88	管工業健康保険組合	東京都	-	○	-
89	観光産業健康保険組合	東京都	○	○	○
90	関西文紙情報産業健康保険組合	大阪府	○	○	○
91	関西ペイント健康保険組合	大阪府	-	○	-
92	関東ITソフトウェア健康保険組合	東京都	○	○	○
93	関東信用組合連合健康保険組合	東京都	○	-	○
94	関東百貨店健康保険組合	東京都	○	-	○
95	関東めっき健康保険組合	東京都	-	○	-
96	北関東しんきん健康保険組合	群馬県	○	○	○
97	キタムラ健康保険組合	高知県	○	○	○
98	君津製鉄所関連健康保険組合	千葉県	○	○	○
99	キヤノン健康保険組合	東京都	-	○	-
100	京都銀行健康保険組合	京都府	○	○	○
101	京都信用金庫健康保険組合	京都府	○	○	○

102	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府	○	○	○
103	京都府農協健康保険組合	京都府	○	-	○
104	杏林健康保険組合	東京都	○	○	○
105	きらぼし銀行健康保険組合	東京都	○	○	○
106	近畿化粧品健康保険組合	大阪府	○	○	-
107	近畿電子産業健康保険組合	大阪府	-	○	-
108	近畿日本鉄道健康保険組合	大阪府	-	○	-
109	近畿日本ツーリスト健康保険組合	東京都	○	○	○
110	倉紡健康保険組合	岡山県	○	○	○
111	栗田健康保険組合	東京都	○	○	○
112	くろがね健康保険組合	大阪府	○	○	○
113	群馬銀行健康保険組合	群馬県	-	○	○
114	群馬県自動車販売健康保険組合	群馬県	○	○	○
115	群馬県農業団体健康保険組合	群馬県	-	○	-
116	計機健康保険組合	東京都	○	○	○
117	経済産業関係法人健康保険組合	東京都	-	○	○
118	経済団体健康保険組合	東京都	○	○	○
119	原子力健康保険組合	茨城県	○	○	○
120	小糸健康保険組合	東京都	○	○	-
121	工機ホールディングス健康保険組合	茨城県	-	○	-
122	公庫関係健康保険組合	東京都	○	○	○
123	甲信越しんきん健康保険組合	長野県	-	○	-
124	合同製鐵健康保険組合	大阪府	○	○	○
125	鴻池健康保険組合	大阪府	○	-	○
126	神戸機械金属健康保険組合	兵庫県	-	○	-
127	ゴールドウイン健康保険組合	富山県	○	○	○
128	コカ・コーラボトラーズジャパン 健康保険組合	愛知県	○	○	○

129	コニカミノルタ健康保険組合	東京都	-	○	-
130	五洋建設健康保険組合	東京都	-	○	-
131	雇用支援機構健康保険組合	千葉県	-	○	-
132	コ ロ ナ健康保険組合	新潟県	-	○	-
133	サーラグループ健康保険組合	愛知県	○	○	○
134	さいしん健康保険組合	埼玉県	○	○	○
135	埼玉県建設業健康保険組合	埼玉県	-	○	○
136	埼玉県農協健康保険組合	埼玉県	○	○	-
137	酒フーズ健康保険組合	東京都	○	○	-
138	佐藤工業健康保険組合	東京都	○	○	○
139	サニーピア健康保険組合	兵庫県	-	○	-
140	サノヤス健康保険組合	大阪府	○	○	○
141	山陰自動車業健康保険組合	島根県	○	○	○
142	産業機械健康保険組合	東京都	-	○	-
143	サンゲツ健康保険組合	愛知県	○	○	○
144	サンデン健康保険組合	群馬県	-	○	-
145	三陽商会健康保険組合	東京都	-	○	-
146	シーイーシー健康保険組合	東京都	○	○	○
147	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都	-	○	-
148	J X T Gグループ健康保険組合	神奈川県	○	-	-
149	ジェイティ健康保険組合	東京都	○	○	○
150	ジェイテクト健康保険組合	大阪府	○	○	○
151	ジェーシービー健康保険組合	東京都	○	○	○
152	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県	○	○	○
153	静岡県自動車整備健康保険組合	静岡県	○	○	○
154	静岡県自動車販売健康保険組合	静岡県	-	○	-
155	静岡県信用金庫健康保険組合	静岡県	-	○	-
156	静岡県西部機械工業健康保険組合	静岡県	○	○	○

157	静岡県電気工事業健康保険組合	静岡県	○	○	○
158	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県	○	○	○
159	静岡県農業団体健康保険組合	静岡県	○	○	○
160	静岡鉄道健康保険組合	静岡県	○	○	○
161	資生堂健康保険組合	東京都	○	○	○
162	自動車振興会健康保険組合	東京都	-	○	-
163	澁澤健康保険組合	東京都	○	○	○
164	シミックグループ健康保険組合	東京都	○	○	○
165	シャープ健康保険組合	大阪府	-	○	-
166	社会保険支払基金健康保険組合	東京都	○	○	○
167	住宅金融支援機構健康保険組合	東京都	○	○	○
168	松竹健康保険組合	東京都	-	○	○
169	昭和産業健康保険組合	東京都	○	○	○
170	新生銀行健康保険組合	東京都	○	○	○
171	新電元工業健康保険組合	埼玉県	○	○	○
172	スズキ健康保険組合	静岡県	-	○	-
173	住友共同電力健康保険組合	愛媛県	○	○	○
174	住友商事健康保険組合	大阪府	○	○	-
175	住友理工健康保険組合	愛知県	○	○	○
176	セイコーインスツル健康保険組合	千葉県	-	○	-
177	製紙工業健康保険組合	静岡県	○	○	○
178	生長会健康保険組合	大阪府	○	○	○
179	西武健康保険組合	埼玉県	○	○	-
180	聖隷健康保険組合	静岡県	○	○	○
181	関ヶ原石材健康保険組合	岐阜県	○	○	○
182	石油製品販売健康保険組合	東京都	○	○	○
183	セコム健康保険組合	東京都	○	○	-
184	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合	東京都	-	○	-

185	セメント商工健康保険組合	東京都	○	○	-
186	ゼロ健康保険組合	神奈川県	○	○	○
187	センコー健康保険組合	宮崎県	-	○	-
188	全国印刷工業健康保険組合	東京都	○	-	-
189	全国硝子業健康保険組合	東京都	○	○	○
190	全国商品取引業健康保険組合	東京都	○	○	○
191	全国信用保証協会健康保険組合	東京都	-	○	-
192	全日本空輸健康保険組合	東京都	-	○	-
193	全労済健康保険組合	東京都	-	○	-
194	総合警備保障健康保険組合	東京都	○	○	○
195	倉庫業健康保険組合	東京都	○	-	-
196	双日健康保険組合	東京都	○	○	○
197	象印マホービン健康保険組合	大阪府	○	○	○
198	測量地質健康保険組合	東京都	-	○	-
199	ソニー健康保険組合	東京都	○	○	○
200	第一三共グループ健康保険組合	東京都	-	○	-
201	ダイエー健康保険組合	東京都	○	○	○
202	大建工業健康保険組合	大阪府	○	○	○
203	大広健康保険組合	大阪府	○	○	○
204	大正製薬健康保険組合	東京都	-	○	-
205	ダイセル健康保険組合	大阪府	○	○	○
206	大同生命健康保険組合	大阪府	-	○	-
207	大同特殊鋼健康保険組合	愛知県	○	○	○
208	大日精化健康保険組合	東京都	○	○	○
209	大日本印刷健康保険組合	東京都	-	○	-
210	大日本明治製糖健康保険組合	東京都	○	○	○
211	ダイハツ健康保険組合	大阪府	○	○	○
212	太陽生命健康保険組合	東京都	○	○	○

213	大和ハウス工業健康保険組合	大阪府	-	○	-
214	宝グループ健康保険組合	京都府	○	○	○
215	タカラベルモント健康保険組合	大阪府	○	○	○
216	タクマ健康保険組合	兵庫県	-	○	-
217	タムラ製作所健康保険組合	東京都	○	○	○
218	千葉県機械金属健康保険組合	千葉県	○	-	○
219	千葉県食品製造健康保険組合	千葉県	○	○	○
220	千葉県トラック健康保険組合	千葉県	-	○	-
221	千葉県農協健康保険組合	千葉県	○	○	-
222	中央ラジオ・テレビ健康保険組合	東京都	-	○	-
223	中部アイティ産業健康保険組合	岐阜県	○	○	○
224	中部電力健康保険組合	愛知県	○	○	○
225	駐留軍要員健康保険組合	東京都	-	○	-
226	通信機器産業健康保険組合	東京都	○	○	○
227	ツカモトグループ健康保険組合	東京都	○	○	○
228	椿本チエイン健康保険組合	京都府	○	○	○
229	帝人グループ健康保険組合	愛媛県	○	○	○
230	デパート健康保険組合	東京都	○	○	-
231	電興健康保険組合	東京都	-	○	-
232	電子回路健康保険組合	東京都	○	○	○
233	電設工業健康保険組合	東京都	○	○	-
234	電線工業健康保険組合	大阪府	○	○	○
235	デンソー健康保険組合	愛知県	○	○	-
236	天理よろづ相談所健康保険組合	奈良県	○	○	○
237	東亜合成健康保険組合	東京都	○	○	○
238	東亜道路健康保険組合	東京都	-	○	○
239	東海地区石油業健康保険組合	愛知県	-	○	-
240	東海マツダ販売健康保険組合	愛知県	-	○	-

241	東京アパレル健康保険組合	東京都	-	○	-
242	東京医科大学健康保険組合	東京都	○	○	○
243	東京エレクトロン健康保険組合	東京都	-	○	-
244	東京応化工業健康保険組合	神奈川県	-	○	-
245	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合	東京都	○	○	○
246	東京織物健康保険組合	東京都	○	○	○
247	東京紙商健康保険組合	東京都	○	○	○
248	東京貨物運送健康保険組合	東京都	-	-	○
249	東京機器健康保険組合	東京都	○	○	-
250	東京計器健康保険組合	東京都	-	○	-
251	東京化粧品健康保険組合	東京都	○	-	-
252	東京港運健康保険組合	東京都	○	○	-
253	東京広告業健康保険組合	東京都	○	○	○
254	東京実業健康保険組合	東京都	○	○	○
255	東京自動車サービス健康保険組合	東京都	○	○	○
256	東京証券業健康保険組合	東京都	○	○	-
257	東京スター銀行健康保険組合	東京都	-	○	-
258	東京中央卸売市場健康保険組合	東京都	○	○	○
259	東京都医業健康保険組合	東京都	○	-	-
260	東京都家具健康保険組合	東京都	-	○	-
261	東京都金属プレス工業健康保険組合	東京都	-	○	-
262	東京都自動車整備健康保険組合	東京都	-	○	-
263	東京都情報サービス産業健康保険組合	東京都	○	○	-
264	東京都食品健康保険組合	東京都	○	○	○
265	東京都土木建築健康保険組合	東京都	○	○	○
266	東京都ニット健康保険組合	東京都	-	○	-
267	東京都農林漁業団体健康保険組合	東京都	○	○	○
268	東京都報道事業健康保険組合	東京都	-	○	-

269	東京都木材産業健康保険組合	東京都	○	○	○
270	東京都洋菓子健康保険組合	東京都	○	-	○
271	東京不動産業健康保険組合	東京都	-	○	-
272	東京文具販売健康保険組合	東京都	○	○	○
273	東京薬業健康保険組合	東京都	○	○	○
274	東芝健康保険組合	神奈川県	-	○	-
275	東武鉄道健康保険組合	東京都	-	○	-
276	東北薬業健康保険組合	宮城県	○	○	○
277	トータルビューティー健康保険組合	京都府	○	○	○
278	徳洲会健康保険組合	大阪府	○	○	○
279	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構健康保険組合	東京都	○	○	○
280	(独)都市再生機構健康保険組合	神奈川県	○	○	○
281	栃木県トラック健康保険組合	栃木県	-	○	-
282	トヨタ関連部品健康保険組合	愛知県	○	○	○
283	豊田合成健康保険組合	愛知県	○	○	○
284	豊田自動織機健康保険組合	愛知県	○	○	○
285	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県	○	○	○
286	ナオリ健康保険組合	愛知県	○	○	○
287	長野県卸商業団地健康保険組合	長野県	-	○	-
288	長野県機械金属健康保険組合	長野県	-	○	-
289	長野県自動車販売店健康保険組合	長野県	-	○	-
290	長野県農業協同組合健康保険組合	長野県	○	○	○
291	名古屋木材健康保険組合	愛知県	○	○	○
292	名古屋薬業健康保険組合	愛知県	○	○	○
293	南都銀行健康保険組合	奈良県	○	○	○
294	西川ゴム工業健康保険組合	広島県	○	○	○
295	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府	○	○	○

296	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府	-	○	-
297	ニチアス健康保険組合	東京都	○	○	○
298	ニチレイ健康保険組合	東京都	-	○	-
299	日工健康保険組合	兵庫県	○	-	○
300	日産自動車健康保険組合	神奈川県	○	○	○
301	日清オイリオグループ健康保険組合	東京都	-	○	-
302	日新製鋼健康保険組合	東京都	○	○	○
303	ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合	東京都	-	○	-
304	日東電工健康保険組合	大阪府	○	○	○
305	日本アイ・ビー・エム健康保険組合	東京都	○	○	○
306	日本板硝子健康保険組合	大阪府	○	○	○
307	日本金型工業健康保険組合	東京都	-	○	-
308	日本原燃健康保険組合	青森県	-	○	-
309	日本触媒健康保険組合	大阪府	○	○	○
310	日本信号健康保険組合	埼玉県	-	○	-
311	日本製鉄健康保険組合	東京都	○	○	○
312	日本製粉健康保険組合	東京都	○	○	○
313	日本赤十字社健康保険組合	東京都	-	○	-
314	日本甜菜製糖健康保険組合	東京都	○	○	○
315	日本道路健康保険組合	東京都	○	○	○
316	日本年金機構健康保険組合	東京都	○	-	○
317	日本ハウスホールディングス健康保険組合	岩手県	-	○	-
318	日本ハム健康保険組合	大阪府	○	○	○
319	日本放送協会健康保険組合	東京都	-	○	-
320	日本マクドナルド健康保険組合	東京都	○	-	-
321	日本ユニシス健康保険組合	東京都	-	○	-
322	農林中央金庫健康保険組合	東京都	○	○	○

323	野村健康保険組合	大阪府	○	○	○
324	野村証券健康保険組合	東京都	○	○	○
325	パイロット健康保険組合	東京都	○	○	○
326	博報堂健康保険組合	東京都	○	○	○
327	長谷工健康保険組合	東京都	○	○	○
328	パナソニック健康保険組合	大阪府	○	○	-
329	パレット健康保険組合	東京都	○	○	○
330	万代健康保険組合	大阪府	○	○	○
331	バンテック健康保険組合	神奈川県	○	○	○
332	バンドー化学健康保険組合	兵庫県	○	○	○
333	東日本電線工業健康保険組合	東京都	○	○	○
334	東淀川健康保険組合	大阪府	○	○	○
335	日野自動車健康保険組合	東京都	○	○	○
336	兵庫県運輸業健康保険組合	兵庫県	○	○	○
337	兵庫県信用金庫健康保険組合	兵庫県	○	-	○
338	ヒロセ電機健康保険組合	東京都	-	○	-
339	ファナック健康保険組合	山梨県	○	○	○
340	不二サッシ健康保険組合	神奈川県	○	○	○
341	富士通健康保険組合	神奈川県	-	○	-
342	富士電機健康保険組合	東京都	-	○	-
343	フジパングループ健康保険組合	愛知県	-	○	-
344	富士フィルムグループ健康保険組合	神奈川県	-	○	-
345	不二家健康保険組合	東京都	○	○	○
346	双葉電子健康保険組合	千葉県	○	○	○
347	不動テトラ健康保険組合	東京都	-	○	-
348	フランスベッドグループ健康保険組合	東京都	-	○	-
349	ブリヂストン健康保険組合	東京都	○	-	-
350	古河電工健康保険組合	神奈川県	○	○	○

351	ベシシアグループ健康保険組合	群馬県	○	○	○
352	平和堂健康保険組合	滋賀県	○	○	○
353	ベネッセグループ健康保険組合	岡山県	○	○	○
354	法政大学健康保険組合	東京都	○	○	○
355	法令出版健康保険組合	長野県	-	○	-
356	ポーラ・オルビスグループ健康保険組合	東京都	○	○	○
357	北海道医療健康保険組合	北海道	○	○	○
358	北海道コンピュータ関連産業 健康保険組合	北海道	○	○	○
359	北海道通運業健康保険組合	北海道	-	○	-
360	北海道農業団体健康保険組合	北海道	○	○	○
361	北國新聞健康保険組合	石川県	○	○	○
362	ボッシュ健康保険組合	埼玉県	-	○	-
363	保土谷化学健康保険組合	東京都	○	○	○
364	マーレエレクトリック健康保険組合	静岡県	-	○	-
365	前田道路健康保険組合	東京都	○	○	○
366	マキタ健康保険組合	愛知県	○	○	○
367	マツダ健康保険組合	広島県	-	○	○
368	マツモトキヨシグループ健康保険組合	千葉県	○	-	○
369	丸八真綿健康保険組合	神奈川県	○	○	○
370	三重県自動車販売健康保険組合	三重県	-	○	-
371	三重県農協健康保険組合	三重県	○	○	○
372	巴川製紙所健康保険組合	静岡県	○	-	○
373	ミサワホーム健康保険組合	東京都	○	○	-
374	三井E & S 健康保険組合	千葉県	-	○	-
375	三井化学健康保険組合	東京都	○	○	○
376	三井住友海上健康保険組合	東京都	-	○	-
377	三井住友銀行健康保険組合	東京都	-	○	-

378	三井物産健康保険組合	東京都	○	○	○
379	ミットヨ健康保険組合	神奈川県	-	○	-
380	ミツバ健康保険組合	群馬県	○	○	○
381	三菱化工機健康保険組合	神奈川県	-	○	-
382	三菱瓦斯化学健康保険組合	東京都	○	○	○
383	三菱自動車健康保険組合	東京都	○	-	○
384	三菱重工健康保険組合	東京都	-	○	-
385	三菱電機健康保険組合	東京都	-	○	-
386	三菱電機ビルテクノサービス 健康保険組合	東京都	○	○	○
387	三菱マテリアル健康保険組合	東京都	-	○	-
388	ミネベアミツミ健康保険組合	長野県	-	○	-
389	村田製作所健康保険組合	京都府	-	○	-
390	明治グループ健康保険組合	東京都	-	-	○
391	メイテック健康保険組合	東京都	-	○	-
392	明電舎健康保険組合	東京都	-	○	-
393	名糖健康保険組合	東京都	-	○	-
394	持田製薬健康保険組合	東京都	○	○	○
395	モリタ宮田工業健康保険組合	神奈川県	○	○	○
396	森永健康保険組合	東京都	-	○	-
397	ヤクルト健康保険組合	東京都	-	○	-
398	安川電機健康保険組合	福岡県	○	○	○
399	安田日本興亜健康保険組合	東京都	-	○	-
400	ヤマサ健康保険組合	千葉県	○	○	○
401	ヤマトグループ健康保険組合	東京都	-	○	-
402	ユーシーシー健康保険組合	兵庫県	○	○	○
403	雪印メグミルク健康保険組合	東京都	-	○	-
404	雪の聖母会健康保険組合	福岡県	○	○	○

405	ユニーグループ健康保険組合	愛知県	-	○	-
406	ユニチカ健康保険組合	大阪府	-	○	-
407	横河電機健康保険組合	東京都	○	○	○
408	横河ブリッジホールディングス 健康保険組合	千葉県	○	○	○
409	横浜銀行健康保険組合	神奈川県	-	○	-
410	横浜港運健康保険組合	神奈川県	○	○	○
411	横浜港湾健康保険組合	神奈川県	-	○	-
412	横浜ゴム健康保険組合	東京都	-	○	-
413	吉野工業所健康保険組合	東京都	○	○	○
414	読売健康保険組合	東京都	○	○	○
415	楽天健康保険組合	東京都	○	○	○
416	リクルート健康保険組合	東京都	-	○	-
417	理研健康保険組合	東京都	○	○	○
418	リコー三愛グループ健康保険組合	東京都	○	-	-
419	レナウングループ健康保険組合	東京都	-	○	-
420	レンゴー健康保険組合	大阪府	○	-	-
421	労働者健康安全機構健康保険組合	東京都	○	○	○
422	ワールド健康保険組合	兵庫県	-	○	-
423	早稲田大学健康保険組合	東京都	○	○	-

○ 国民健康保険組合

免除

	国保組合名	所在地
1	中央建設国保組合	東京都
2	宮城県歯科医師国保組合	宮城県
3	宮城県医師国保組合	宮城県
4	宮城県建設業国保組合	宮城県
5	福島県医師国保組合	福島県
6	茨城県歯科医師国保組合	茨城県

7	栃木県医師国保組合	栃木県
8	群馬県医師国保組合	群馬県
9	群馬県歯科医師国保組合	群馬県
10	埼玉県医師国保組合	埼玉県
11	埼玉県歯科医師国保組合	埼玉県
12	埼玉県薬剤師国保組合	埼玉県
13	関東信越税理士国保組合	埼玉県
14	埼玉土建国保組合	埼玉県
15	千葉県医師国保組合	千葉県
16	東京食品販売	東京都
17	東京美容国保組合	東京都
18	東京建設職能国保組合	東京都
19	東京土建国保組合	東京都
20	全国左官タイル塗装業国保組合	東京都
21	全国板金業国保組合	東京都
22	全国建設工事業国保組合	東京都
23	全国土木建築国保組合	東京都
24	神奈川県医師国保組合	神奈川県
25	神奈川県歯科医師国保組合	神奈川県
26	神奈川県食品衛生国保組合	神奈川県
27	神奈川県薬剤師国保組合	神奈川県
28	神奈川県建設業国保組合	神奈川県
29	神奈川県建設連合国保組合	神奈川県
30	長野県医師国保組合	長野県
31	長野県建設国保組合	長野県
32	静岡県医師国保組合	静岡県
33	静岡県歯科医師国保組合	静岡県
34	静岡県建設産業国保組合	静岡県
35	愛知建設連合国保組合	愛知県

令和元年台風第15号又は第19号等の 被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

岩手県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（☆）介護保険のみ
大船渡市、久慈市（☆）、陸前高田市、釜石市、大槌町、普代村（☆）、野田村（☆）、洋野町（☆）

〔上記以外〕
全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第15号又は第19号等の 被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

宮城県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町

〔上記以外〕

後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第15号又は第19号等の 被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

福島県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ （☆）介護保険のみ

福島市（☆）、郡山市、いわき市（☆）、白河市、須賀川市、喜多方市、田村市（☆）、南相馬市、伊達市（☆）、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町（☆）、磐梯町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村（※）、矢吹町、棚倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町（※）、檜葉町、富岡町（☆）、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第15号又は第19号等の 被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

茨城県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ （☆）介護保険のみ

日立市、土浦市、古河市（※）、石岡市、結城市（※）、常総市（☆）、常陸太田市、高萩市、北茨城市、茨城町（※）、常陸大宮市、大子町、神栖市（☆）、八千代町（☆）、守谷市、つくば市、ひたちなか市、坂東市（※）、筑西市（※）、かすみがうら市、桜川市、鉾田市（※）

〔上記以外〕

全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第15号又は第19号等の 被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

栃木県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町、那珂川町、那須烏山市、小山市、下野市、上三川町、茂木町、市貝町、壬生町

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第15号又は第19号等の 被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

群馬県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ

前橋市、高崎市、桐生市、太田市（※）、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、神流町、上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、玉村町、千代田町、大泉町、邑楽町（※）、みなかみ町、みどり市、東吾妻町

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第15号又は第19号等の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

埼玉県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（☆）介護保険のみ

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町（☆）、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第15号又は第19号等の 被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

千葉県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ （☆）介護保険のみ

千葉市（※）（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区）、千葉市（※）、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、旭市（※）、市原市（※）、鴨川市（※）、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市（☆）、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、横芝光町、鋸南町

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第15号又は第19号等の 被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

東京都 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ （☆）介護保険のみ
大田区、世田谷区（☆）、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市（※）、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

〔上記以外〕
後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第15号又は第19号等の 被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

神奈川県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕

川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第15号又は第19号等の 被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

新潟県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕
上越市

〔上記以外〕
後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第15号又は第19号等の 被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

山梨県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕

富士吉田市、都留市、韮崎市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、身延町、南部町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第15号又は第19号等の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

長野県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ （☆）介護保険のみ

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市（※）、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村（※）、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、麻績村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村（☆）、飯綱町、栄村

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第15号又は第19号等の 被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

静岡県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕
伊豆の国市、函南町

〔上記以外〕
後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。